

# 令和6年度成長企業支援補助金 公募要項

公益財団法人わかやま産業振興財団は、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則、成長企業支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの要項に定めるところにより、デジタル人材をはじめ、企業の中核を担う人材（以下「中核人材」という。）の導入を求めている県内事業者に対し、有料職業紹介事業者を活用し、人材を採用した場合に発生する紹介手数料の一部を予算の範囲内において補助する「令和6年度成長企業支援補助金」の公募を行います。

## 1 補助対象者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、かつ、県内に本社又は事業所を有し、和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点に「企業情報シート」を提出した中小企業者。

ただし、次のいずれかに該当するもの（みなし大企業）は、補助対象外となります。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有又は出資している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

## 2 補助対象事業

**企業の中核を担う人材を導入する事業**であり、中核人材とは、下記の（1）及び（2）のいずれも満たす人材のことを指します。

なお、**前年度に当補助金の交付を受けた中小企業者は、今年度の当補助対象事業から除きます。**ただし、中小企業者自身のDX推進または業務のデジタル化推進にあたり中核を担うデジタル人材の導入については補助対象事業とします。

### （1）年数要件

経営管理や新分野進出の責任者など企業の成長戦略を担う人材であり、かつ、**概ね3年以上上の実務経験**を有する者。又は、専門的な知識・技術を持ち製造現場などで活躍する人材であり、かつ、**概ね5年以上の実務経験**を有する者。

### （2）年収要件

**概ね500万円／年以上**を満たす者。

### （3）デジタル人材要件（前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする場合）

中小企業者自身のDX推進または業務のデジタル化推進にあたり中核を担うデジタル人材。

## 3 補助対象経費

有料職業紹介事業者を活用し、中核人材の導入に要する経費。

（補助対象企業と中核人材とのマッチングに係る有料職業紹介事業者への紹介手数料）

※厚生労働省より許可を受けた有料職業紹介事業者である必要があります。

※導入した中核人材の採用後の給与等及び、導入した中核人材の勤務実績が確認できないときは、補助対象外となります。

## 4 補助率

補助対象経費の3分の2以内とします。

## 5 補助限度額

1,〇〇〇千円／件・年（1社当たり1件に限る）とします。

## 6 補助対象期間

交付決定日から令和7年3月5日（水）まで

7 公募期間 令和6年4月1日（月）～令和6年5月13日（月）17：00必着  
※公募状況により追加公募をすることがあります。

## 8 応募方法

次に掲げる提出書類に必要事項を記入し、下記提出先まで直接持参（土日祝除く）又は郵送にて提出してください。提出書類様式は下記 URL よりダウンロードできます。

- (1) 補助金事業計画書（交付要綱別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（事業計画書添付書類様式1）
- (3) 収支予算書（事業計画書添付書類様式2）
- (4) 企業の概要（事業計画書添付書類様式3）
- (5) 補助対象経費の積算根拠となる書類の写し
- (6) 直近2期分の財務諸表の写し及び法人事業概況説明書
- (7) 和歌山県税の納税証明書（未納なし証明、コピー可）

## 9 補助対象事業の審査及び採択等

提出された書類について、成長企業支援補助金審査委員会に諮り、その審査結果に基づき補助対象事業の採択・不採択を決定し、当該事業者に通知します。

### 《審査項目》

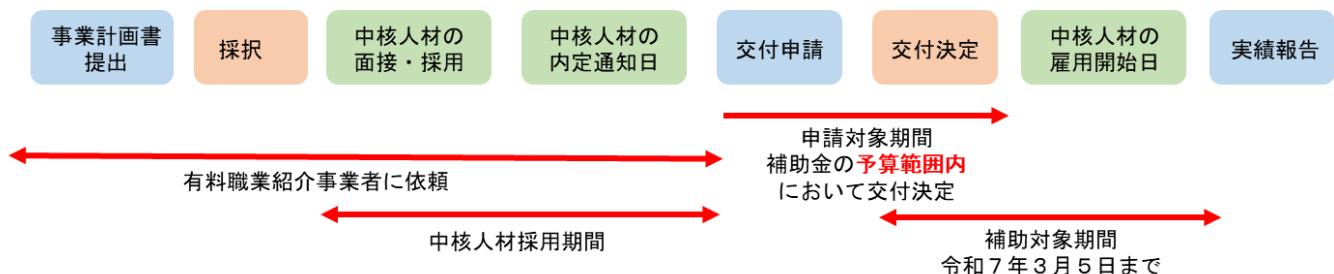
- ・中核人材の適正性・妥当性
- ・中核人材導入の必要性
- ・企業の成長性

## 10 交付申請及び交付決定等

採択事業者は、採択通知日以降に中核人材とマッチングし、中核人材の採用決定から中核人材との契約（雇用開始日）までの間に補助金交付申請書を提出していただきます。採用した中核人材と補助事業計画書の内容を審査し、適正であると認めたときは交付決定を行います。

※交付決定は予算の範囲内で行いますので、**補助対象事業の採択は補助金の交付を保証するものではありません**ので、ご注意ください。

※中核人材の雇用開始日が交付決定前である場合は補助対象外となります。



## 11 その他

補助の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に同種の補助金、助成金の交付を受けている場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の補助対象とはなりません。

## 12 提出・問い合わせ先

公益財団法人わかやま産業振興財団

和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点 担当：和歌、中居

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

TEL：073-433-3110 FAX：073-433-3113

E-mail：[pro-jinzai@yarukiouendan.jp](mailto:pro-jinzai@yarukiouendan.jp)

URL：<https://yarukiouendan.or.jp/business/professional/>